「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の概要

Ⅰ　背景

１　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）では、携帯音声通信事業者等に対し、契約の相手方の本人確認等を義務付けている。

２　令和８年熊本地震により、被災者が本人確認書類を喪失し、携帯電話の契約等に際して本人であることを確認できる書類がない場合が想定される。このような場合において、被災者が携帯電話の契約等を行うことができるよう、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成 17 年総務省令第 167 号。以下「規則」という。）の一部を改正し、令和８年熊本地震の被災者について、令和８年８月６日（木）から令和９年１月 31 日（日）までの間、本人確認の方法等に関する特例を設けることとする。

Ⅱ　改正省令の概要

本人確認の方法等に関する以下の特例について、令和８年熊本地震の被災者に対して適用できるよう改正を行うもの

① 携帯音声通信事業者が、規則第３条第１項第１号（自然人に対する本人確認）及び第 11 条第１項第１号（自然人に対する譲渡時本人確認）に規定する方法により、本人確認又は譲渡時本人確認（以下「本人確認等」という。）を行うことが困難であると認められる場合は、臨時的な措置として令和８年８月６日（木）から令和９年１月 31 日（日）までの間、当該自然人からの申告により、本人確認等を行うことができることとする。（附則第７条関係）

② 媒介業者等が、規則第 12 条に規定する方法により、本人確認等を行うことが困難であると認められる場合は、臨時的な措置として令和８年８月６日（木）から令和９年１月 31 日（日）までの間、当該自然人からの申告により、本人確認等を行うことができることとする。（附則第８条関係）

③ 貸与業者が、規則第 19 条第１項第１号（自然人に対する貸与時本人確認）に規定する方法により、貸与時本人確認を行うことが困難であると認められる場合は、臨時的な措置として令和８年８月６日（木）から令和９年１月 31 日（日）までの間、当該自然人からの申告により、貸与時本人確認を行うことができることとする。（附則第９条関係）

Ⅲ　施行日

公布の日から施行する。